

許可番号09720023598

産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県高松市福岡町一丁目7番1号

氏名 有限会社鹿庭産商

代表取締役 鹿庭 礼子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第6項

の許可を受けた者であることを

第14条の2第1項

証する。

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 平成31年4月15日

許可の有効年月日 平成36年4月14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理業（破碎処分に限る。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類（ただし、こ
れらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年4月15日（当初許可）

平成18年1月11日（変更許可）

平成21年4月15日（更新許可）

平成26年4月15日（更新許可）

平成31年4月15日（更新許可）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白

複写無効

2. 事業の用に供するすべての施設

種類：産業廃棄物の破砕施設 1基

設置場所：香川県高松市成合町字南川原955番7 以上

設置年月日：平成15年12月5日

処理能力：①廃プラスチック類

4. 8 t/日 (8時間)

②紙くず

3. 4 t/日 (8時間)

③木くず

4. 1 t/日 (8時間)

④繊維くず

2. 3 t/日 (8時間)

⑤ゴムくず

1 2. 3 t/日 (8時間)

⑥金属くず

8. 9 t/日 (8時間)

⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

9. 1 t/日 (8時間)

⑧がれき類

3. 4 t/日 (8時間)

以上

以下余白

複写無効